

「外国証券取引口座約款」の一部改訂について

2025 年 10 月 1 日

新	旧
(配当等の処理) 第 7 条 (現行どおり) 2 ～ 7 (現行どおり) 8 <u>配当金等の支払手続において、決済会社</u> <u>が配当金等の支払いを開始する日と</u> <u>して指定した日から 5 年を経過しても</u> <u>なお受領されないときは、決済会社及</u> <u>び当社はその支払義務を免れるものと</u> <u>します。</u> (新株予約権等その他の権利の処理) 第 8 条 寄託証券等に係る新株予約権等 (新たに外国株券等の割当てを受ける 権利をいう。以下同じ。) その他の権 利の処理は、次の各号に定めるところ によります。 ① ～ ④ (現行どおり) ⑤ 第 1 号 a、第 2 号及び第 3 号により 売却処分した代金については、前条 第 1 項第 2 号 a 並びに同条第 2 項か ら第 5 項まで及び第 7 項の規定に準 じて処理するものとし、<u>同条第 8 項</u> <u>の規定はその支払いについて準用し</u> <u>ます。</u> 付 則 (令 7. 10. 1) <u>1 この改正は、令和12年10月 1 日より</u> <u>施行する。</u> <u>2 改正後の第 7 条第 8 項 (第 8 条第 5</u> <u>号において準用する場合を含む。)</u> <u>の規定は、この改正規定施行の日よ</u> <u>り前の日を支払いを開始する日とし</u> <u>て指定した配当金等 (同号において</u> <u>準用する場合にあっては、同条第 1</u> <u>号a、第 2 号及び第 3 号により売却</u> <u>処分した代金) についても適用す</u> <u>る。</u>	(配当等の処理) 第 7 条 (省 略) 2 ～ 7 (省 略) (新 設) (新株予約権等その他の権利の処理) 第 8 条 (同 左) ① ～ ④ (省 略) ⑤ 第 1 号 a、第 2 号及び第 3 号により 売却処分した代金については、前条 第 1 項第 2 号 a 並びに同条第 2 項か ら第 5 項まで及び第 7 項の規定に準 じて処理します。 (新 設)

「保護預り約款」及び各種振替決済口座管理約款（参考様式）の改正について

2025 年 10 月 1 日

1. 「保護預り約款」の改正

新	旧
（共通番号の届出） 第6条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	（共通番号の届出） 第6条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2. 「振替決済口座管理約款」の改正

新	旧
（共通番号の届出） 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	（共通番号の届出） 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

3. 「一般債振替決済口座管理約款」の改正

新	旧
(共通番号の届出) 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	(共通番号の届出) 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

4. 「投資信託受益権振替決済口座管理約款」の改正

新	旧
(共通番号の届出) 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	(共通番号の届出) 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

5. 「株式等振替決済口座管理約款」の改正

新	旧
(共通番号の届出) 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	(共通番号の届出) 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

6. 「短期社債等振替決済口座管理約款」の改正

新	旧
(共通番号の届出) 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	(共通番号の届出) 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。